

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第11号

(所管) 総務部 総務課

| | |
|---------------|---|
| 件名 | 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について |
| 提案理由 | 学校を取り巻く課題の複雑化、困難化に対応するため、スクールソーシャルワーカーについて職の整理を行い、勤務時間を見直すこととし、所要の改正を行うものである。 |
| 議案(報告)の概要又は要旨 | 1 改正の内容 スクールソーシャルワーカーの1日の勤務時間を7時間30分以内とする。 2 施行期日 令和3年4月1日 |
| 備考 | |
| 議決後必要となる取組 | この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他() |

議案第11号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のとおり改正する。

令和3年3月16日
堺市教育委員会
教育長 中谷 省三

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表生徒指導課（スクールソーシャルワーカーに限る。）の項中「7時間15分」を「7時間30分」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）新旧対照表

| 現行 | | | | | | 改正後（案） | | | | | |
|--------------------------|----|--|----------------------------------|---------------|----|--------------------------|----|--|----------------------------------|---------------|----|
| 別表（第3条関係） | | | | | | 別表（第3条関係） | | | | | |
| 所属 | 区分 | 勤務時間 | 休憩時間 | 週休日 | 休日 | 所属 | 区分 | 勤務時間 | 休憩時間 | 週休日 | 休日 |
| (略) | | | | | | (略) | | | | | |
| 生徒指導課（スクールソーシャルワーカーに限る。） | | 1日の勤務時間（休憩時間を除く。）が7時間15分を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間 | 左記の勤務時間の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間 | 課長が職員ごとに指定する日 | / | 生徒指導課（スクールソーシャルワーカーに限る。） | | 1日の勤務時間（休憩時間を除く。）が7時間30分を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間 | 左記の勤務時間の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間 | 課長が職員ごとに指定する日 | / |
| (略) | | | | | | (略) | | | | | |